

# ○鳩山町公共施設予約システムの利用手続等に関する規則

令和7年3月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共施設予約システム（電子情報処理組織により公共施設の利用登録の申請、施設の利用受付等の事務を一定の手順に従って自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 予約システムにより利用の予約を行うことができる公の施設は、別表のとおりとする。

(利用登録)

第3条 予約システムで施設の利用の予約をしようとする者（以下「利用者」という。）は、オンライン申請により、あらかじめ利用に係る登録（以下「利用登録」という。）をしなければならない。

- 2 利用登録の申請は、個人又は団体の区分により、それぞれ行うものとする。
- 3 利用登録ができる件数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人を単位として利用登録をする場合 1人につき1件

(2) 団体を単位として利用登録をする場合 1団体につき1件

- 4 利用者は、利用登録の申請時において、申請した者が本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等の公的な身分証明書をいう。）を添付しなければならない。

(利用登録の承認)

第4条 町長は、利用者が登録資格を有すると認めるときは、利用登録を承認し、利用者ID及びパスワードを付与するものとする。

(利用申請)

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）が対象施設の利用申請をしようとするときは、当該対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより利用許可の通知をすることができる。

(利用申請期間)

第6条 予約システムを利用して利用申請ができる期間は、対象施設ごとに町長が定める期間とする。

(使用料の減免申請)

第7条 登録者が対象施設の使用料の減免を申請しようとするときは、当該対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより使用料の減免に係る通知をすることができる。

(利用申請の変更及び取消し申請)

第8条 登録者が対象施設の利用申請の変更及び取消しを申請しようとするときは、当該対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、対象施設の規則で定める手続に代えて、予約システムにより利用申請の変更及び取消しに係る通知をすることができる。

(使用料不払等に対する利用停止)

第9条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する予約システムの利用を停止することができる。

(1) 対象施設の利用に係る使用料を支払わなかったとき。

(2) 対象施設の予約を取り消さないまま対象施設を利用せず、かつ、当該予約に係る使用料を支払わなかったとき。

2 前項の規定による利用停止は、前項各号に係る使用料の納付があったときは、これを解除するものとする。

(利用登録の抹消等)

第10条 町長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消し、又は予約システムの利用を停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。

(2) 同一の個人又は団体が重複して利用登録をしたと認められるとき。

(3) 利用者IDを第三者に転貸し、又は譲渡したと認められるとき。

(4) 公共施設予約システムの運営を故意に妨げたとき。

(5) 対象施設の条例等に違反すると認められるとき。

(6) 団体が解散し、若しくは活動を停止し、又は個人が死亡したことを把握したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項

は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

対象施設
鳩山町ふれあいセンター
今宿コミュニティセンター
鳩山町コミュニティ・マルシェ
鳩山町保健センター
鳩山町地域包括ケアセンター
鳩山町農村公園
鳩山町泉井交流体験エリア
鳩山町多世代活動交流センター